意見書

みずたま保育園園長 殿

児童名		
证单石		

病名「

令和 年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので 登園可能と判断します。

<u>令和 年 月 日</u>

医療機関名

医師名 印

○ かかりつけ医さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の記入をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復が、集団での保育園生活を送ることに適した状態になってからの登園となりますようお願いいたします。

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園めやす
新型コロナウイルス	発症2日前から発症後7日から10日間はウ	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快
	イルスを排出しているといわれている	した後1日を経過するまで
麻しん(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発病後3	症状が始まった日から5日以内に症状が無く
	日程度までが最も感染力が強い)	なった場合は、症状が始まった日から7日目ま
		でまたは解熱した後、3日を経過するまで
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘(みずぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺の腫脹が消失してから
(おたふくかぜ)		
結核		感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が
		消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を	特有の咳が消失し、全身状態が良好であるこ
	経過するまで	と(抗菌薬を決められた期間服用する。7日
		間服用後は医師の指示に従う)
腸管出血性大腸菌感染症		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が
(0157、026, 0111等)		終了し、48時間あけて連続2回の検便に
		よって、いずれも菌陰性が確認されたもの